

スミドキU-40

プラス



平成26年度から実施してきた、市外から転入する若者世帯を対象に、新規住宅取得にかかる費用を助成する制度「スミドキU-40」。その制度に、首都圏からの転入者への奨励金を新設し、「スミドキU-40プラス」になりました。

スミドキU-40プラスの概要

目的

市が策定した「富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、人口減少が著しい若者世帯の、市外からの転入を促進します

対象者（全てを満たす人）

- 市外から転入する若者夫婦世帯で、夫婦のいずれかが満40歳未満（申請時点）であること
- 市外に1年以上継続して居住していること
- 住宅を新築または購入（中古住宅を含む）する人で、10年以上定住すること
- 富士市の税金を滞納していないこと
- 市内に持ち家がないこと など

対象住宅

- 玄関、居室、台所、トイレ及び浴室などを備え、みずから居住する住居であること
- 取得した住宅の費用（建物のみ）が500万円以上であること
- 居住用の床面積が50平方メートルを超えていること
- 所有権を共有する場合には、夫婦の持分が2分の1以上であること

対象地域

住居系・商業系用途地域内（市街化調整区域は対象になりません）

奨励金の内容

加算額		基本額	内容	助成金額
首都圏からの転入 （東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）	二世帯住宅として新規取得 各世帯が台所、トイレ、浴室を備えていること	市内業者による新築施工 市内業者（市内に主たる事業所を有する工務店や大工などの事業者）が新築した対象住宅を取得した場合	住宅取得（新築・購入） 市内業者による新築	70万円
+50万円	+20万円	+30万円		
	小学生までの子どもがいる世帯 1人につき +10万円 （3人まで）			

+

(プラス)

最大200万円の奨励金!

★首都圏から転入し、小学生までの子どもが3人いる世帯で、二世帯住宅を市内業者により建築した場合

申請方法

受付期間

4月1日～平成32年3月31日

申請方法

- 住宅取得計画書と必要書類を住宅政策課（市役所7階）に提出してください。書類の不備などがあると受け付けることができませんので、ご注意ください。
- 新築の場合は工事着工前に、購入の場合は契約前に、申請が必要です。

Q&A

Q 住宅取得後に富士市へ転入し婚姻する予定ですが、対象になりますか？
A 計画認定申請時に婚姻していることが条件になりますので、対象になりません。

Q アパートを新築し、その一室に居住する場合は対象になりますか？
A アパートを新築しただけでは対象になりませんが、その一室を住宅にする場合は対象になります。また、店舗兼用住宅も対象になります。

問い合わせ／住宅政策課

TEL (55)20817
 FAX (57)208208
 E to-juutaku@div.city.fuji.
 shizuoka.jp

